

建築物石綿含有建材調査者講習の開催について

建築物の解体・改修工事に伴う石綿対策の規制強化を目的に、関係法令が改正されました。2022年4月からは、一定規模以上の解体・改修工事（床面積の80㎡以上の解体工事、請負金額100万円以上の改修工事など）は事前調査が義務化されたほか、2023年10月からは、事前調査は「建築物石綿含有建材調査者」による調査実施が義務化されました。こうした状況から、組合では、一般建築物石綿含有建材調査者講習を下記要領にて、開催します。なお、受講希望の際には、所属支部にお申込みいただきますようお願いいたします。

- 日時 2025年12月9日（火）～10日（水） 2日間
 （9日 9：30～18：00予定・10日 9：30～18：00予定）
- 会場 三重県総合文化センター 文化会館2階 中会議室
 〒514-0061 津市一身田上津部田 1234
- 定員 30名（受講希望者が20名未満の場合、開催を取りやめます）
- 取得資格 一般建築物石綿含有建材調査者
- 内容 動画視聴又は講師による講義（座学）、試験
- 受講料 45,100円（税込） テキスト代、試験料等含む
- 受講資格 ①三重建労組合員
 ②「石綿作業主任者修了者」または「一定年数以上の建設業経験」等
 ※①②の両方を満たす者
- 申込方法 支部窓口にて受付（必要書類等窓口でご確認ください）
- 申込締切 2025年11月17日（月）（定員になり次第、受付終了）
- 主催者 一般財団法人 日本環境衛生センター（共催：全建総連）

※お問い合わせ、申し込みはご所属の支部へご連絡をお願いします
